会員ニュース　第 67 号

令和 8（2026）年 4 月 9 日
（一社）全国届出自動車教習所協会

会員の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

会議等

３月 30 日(月)　ブロック長会（zoom）
　主な議題：教材価格の改訂について

３月 30 日(月)　理事会（zoom）
　主な議題：令和８年度事業計画ならびに収支予算案について

４月１日施行　改正道路交通法について

令和８年４月１日より、改正道路交通法の一部が施行されました。
主な改正ポイントについてご案内いたします。

・仮免許取得・本免許試験の受験年齢が「17 歳６ヶ月」に引き下げ
普通免許・準中型免許の仮免許取得および本免許試験の受験が、17 歳６ヶ月から可能となりました。本免許の交付は従来通り 18 歳以降となります。早生まれの高校生が卒業前に免許取得しやすくなります。

・中型免許・準中型免許に AT（オートマチック）限定制度が新設
中型免許・準中型免許に AT 限定制度が導入され、クラッチ操作のないオートマチック車限定の免許取得が可能となりました。職業ドライバー不足の解消が期待されます。

・自転車への交通反則通告制度（青切符）が導入
16歳以上の自転車利用者が対象となり、信号無視・一時不停止などの違反行為に対して反則金が課されます。

・自動車が自転車を追い越す際の側方間隔確保が義務化
同一方向に進行する自転車の右側を通過する際、「十分な間隔」がない場合は速度を落として進行する義務が課されます。安全な間隔の目安は下記のとおりです。

自転車が自動車の接近に気づいている場合　→　1m 以上の間隔を確保
自転車が自動車の接近に気づいていない場合　→　1.5m 以上の間隔を確保

間隔が確保できない場面では、無理に追い越さず後続で安全になるまで待機することが求められます。違反した場合、３か月以下の拘禁刑または５万円以下の罰金の対象となります。

路上教習では、自転車が走行する場面に頻繁に遭遇します。指導の際には、特に以下の点にご留意ください。

- 自転車の脇を通過する前に、必ず速度を落とす習慣をつける
- 「自転車がこちらを認識しているか」を判断したうえで側方距離を調整する
- 追い越しが難しければ、焦らず後続に留まる判断力を養う

学科指導においても、「なぜ間隔を空けるのか」という本質を丁寧に説明することが求められます。

教材等の価格改定ならびにGW期間中の発送について

先日メールでお知らせしたとおり、仕入れ価格の高騰により、誠に心苦しくはありますが、一部教材等の価格を順次改定させていただきます。

また、ゴールデンウィーク（GW）期間に関連して、教材の発注日によっては発送がGW明けとなります。
GW前発送の〆切は地域や教材の発行元により異なりますが、お早めの確認と発注をお願いいたします。

春の全国交通安全運動（４月６日～15日）

令和８年春の全国交通安全運動が４月６日(月)から 15 日(水)まで実施中です。期間中は車にマグネットシート等を張るなど、啓蒙活動へのご協力をお願いいたします。

【運動の重点項目】
・こどもをはじめとする歩行者の安全確保（通学路・生活道路）
・「ながらスマホ」の根絶と歩行者優先等の安全運転意識の向上
・自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守の徹底
・二輪車の交通事故防止

※ ４月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

最近の事故事例

・三重県桑名市　スーパー駐車場での事故
３月15日(日)、三重県桑名市内のスーパー駐車場において、80代の男性がアクセルとブレーキを踏み間違え、助手席から降りた70代の配偶者をはねる死

亡事故が発生しました。被害者は他のお客様により発見・通報されたものです。高齢運転者による踏み間違い事故防止に向けた指導を、改めて徹底いただきますようお願いいたします。

・新名神高速道路　トンネル内多重事故（６名死亡）
３月 20 日(金)未明、三重県亀山市の新名神高速道路・野登トンネル内において、大型トラックが工事渋滞中の車列に追突し、炎上を伴う多重事故が発生しました。子ども３名を含む６名が死亡し、その後被害者全員の身元が確認されました。なお事故の原因は、運転中にスマートフォンを操作していたことに起因することが判明しています。運転中にスマートフォン等を操作・凝視することの危険性について、教習の場も含め、改めて注意喚起していただきますようお願いいたします。

教習所経営に関する道路交通法以外の最近の法改正について

「子育て支援の負担増」「社会保険のルール変更」「下請法の大改正」など、今年度は中小事業者の資金繰りや現場のオペレーションに直結する改正が相次いでいます。経営者の視点で主要なポイントを整理しました。

１．資金繰り・コストに関する変更

◆ 「子ども・子育て支援金」の徴収開始
少子化対策の財源として、健康保険料への上乗せ徴収が始まります。社会保険料は労使折半のため、実質的な会社負担の増加となります。2026 年５月支給（４月分）の給与計算から反映されるため、人件費予算の再確認が必要です。

◆ 「106 万円の壁」の撤廃（企業規模要件の完全撤廃）
週 20 時間以上働くパート・アルバイトは、ほぼ全員が社会保険加入の対象となる方向で進んでいます。「手取りが減るなら勤務時間を抑えたい」という従業員が増える可能性があるため、シフト調整と法定福利費の増加分の試算が急務です。

２．現場の働き方・労務に関する変更

◆ ３歳～小学校就学前までの子を持つ従業員に対する「柔軟な働き方」の義務化（育児・介護休業法改正）
テレワーク・短時間勤務・時差出勤など複数の選択肢を従業員が選べるよう整備することが義務付けられます。また、残業免除（所定外労働の制限）の対象が「小学校就学前」まで拡大されます。シフト管理の複雑化を見越した体制づくりが必要です。

◆ 「子の看護等休暇」の拡充
対象が小学校３年生まで拡大され、入園式・卒園式・学級閉鎖でも取得可能になります。突然の休みが増えることを前提とした業務のマニュアル化・属人化解消が求められます。

◆ 介護離職防止の個別周知・意向確認の義務化
従業員が 40 歳になった際に介護休業制度を個別説明し、利用意向を確認することが義務付けられます。記録として残せる運用フローの整備が必要です。

３．取引・契約に関する変更

◆ 下請法の大改正（中小受託取引適正化法へ改称）
支払期日は「給付を受けた日から 60 日以内」が厳格化され、紙の手形払いは原則禁止（現金・振込への移行）となります。外注先への支払いサイトが 60 日を超えている場合は早急な見直しが必要です。

◆ カスタマーハラスメント（カスハラ）対策の義務化
顧客からの著しい迷惑行為から従業員を守るための対策が義務化されました。就業規則への明記や、クレーム対応マニュアルの整備が必要です。教習所の窓口業務においても、対応指針の明文化をお勧めします。

【今すぐ確認すべきチェックリスト】
□　就業規則の改定：育児・介護関連の休暇ルール、カスハラ防止規定を追加
□　社会保険料のシミュレーション：支援金の上乗せ分とパート加入拡大によるコスト増を計算
□　取引先の再点検：外注先への支払いが 60 日を超えていないか、手形払いを継続していないか確認

人手不足が加速する中、これらの法改正への対応が遅れると「コンプライアンス意識の低い事業者」として採用競争でも不利になります。早めに現場の体制を整えていきましょう。

その他の連絡事項

・ ４月より当面の間、水曜日を事務局定休日としています。
　また人員不足により、すぐの電話対応が難しくなっております。
　連絡にはできるだけ、メールまたは FAX をご活用ください。

・ 先週、会報を発送いたしました。
　万一、４月 10 日(金)を過ぎても会報がお手元に届かない場合は、お手数ですが事務局までご一報くださいますようお願いいたします。